平成２７年（再イ）第２１号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目105番地の６
メゾンプチエイト105号
再生債務者　富田　　澄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月12日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第３号
鹿児島県奄美市名瀬大字小湊110番地１
再生債務者　町　　豊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月14日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（再イ）第７号
千葉県松戸市胡録台244番地　ベルシェ松戸Ｖ203号
再生債務者　平山鋼之介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月12日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（再イ）第１４５号
大阪府大東市諸福８丁目１番30号（1310）
再生債務者　田辺　一昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第２０５号
大阪府大東市泉町２丁目１番１号クレアール301号
再生債務者　和田　裕介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第２１号
宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目２番地の３
ロイヤルハイネス201
再生債務者　庄司　　恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月13日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第８０号
千葉県柏市花野井743番地31
再生債務者　赤川　恵司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月13日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（再イ）第１４２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区上星川２―28―75
再生債務者　大橋　　渉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第７６号
大阪市淀川区宮原２丁目１番37―904号
再生債務者　藤田　和博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第４１号
さいたま市桜区田島４丁目39番30―205号
再生債務者　伊藤　徳学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第６号
長野県大町市大町3689番地１
再生債務者　北澤　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月14日　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（再イ）第１７号
滋賀県草津市下笠町926番地
再生債務者　内山　仁美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月14日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第３８号
兵庫県尼崎市琴浦町44番地　琴浦マンション203号
再生債務者　大森塗装こと　大森　清嗣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第２５６号
札幌市豊平区中の島２条３丁目２番10―202号
再生債務者　山本　宜延
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第６０号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目３番11―305号
再生債務者　福浦　瑞恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２０号
大阪府岸和田市八幡町８番89―410号
再生債務者　中森　法子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月14日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第28号
計量法（平成４年法律第51号）第81条第１項の規定に基づき、平成27年８月７日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 27 年 8 月 26 日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
１．承認番号　第Ｑ156号
２．名称　シーメンス・ジャパン株式会社
３．住所　東京都品川区大崎１―11―１　ゲートシティ大崎ウエストタワー
４．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第29号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成27年８月７日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 27 年 8 月 26 日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治